

令和8年度開催



そうさ、
労委に
相談だ！



そんな職場での悩み事

労働相談で 解決してみませんか？

滋賀県労働委員会は、労働トラブル解決のプロフェッショナル。弁護士などの公益委員、労働組合幹部などの労働者委員、企業役員などの使用者委員が三人一組で専門知識と豊富な経験で、あなたの悩み事に的確にアドバイスします。

相談会日程

令和8年 4月24日(金)
5月22日(金)
6月26日(金)
■7月24日(金)
■8月28日(金)
9月25日(金)

10月23日(金)
11月27日(金)
12月25日(金)
令和9年 ■1月22日(金)
■2月26日(金)
3月26日(金)
(※■はオンライン相談のみ)

時間帯

14:45~17:10【■以外】
(①14:45~15:30、②15:35~16:20、③16:25~17:10)
17:30~19:55【■オンライン相談日】
(①17:30~18:15、②18:20~19:05、③19:10~19:55)

時間帯は先着順です。

会場

【■以外】滋賀県庁東館5階
労働委員会室
【■オンライン相談日】Web
※Webにて実施のため対面での
相談はお受けできません。

申込方法

電話または「しがネット受付サービス」による事前の申込みが必要です。詳細はホームページをご覧ください。
電話:077-528-4473 (平日9:00~16:30)
申込みは各回2日前の午前中までをお願いします。



滋賀県労働委員会

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
<https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

相談費用は無料
相談内容の秘密は
厳守します。



労働委員会って？



労働委員会とは、労働者や労働組合と使用者(会社や事業主)の間でトラブルが起き、自分たちだけでは解決できないときに、両者の間に立ち、話し合いによる解決のお手伝いをする、県の行政機関です。

相談の相手はどんな人？



弁護士や学者等、法律のスペシャリストである公益委員と、労働組合幹部などの労働者委員、企業役員などの使用者委員が三人一組で相談に応じます。三者それぞれの立場から、相談者の悩みを円満に解決する方法を中立・公正に考えます。

会場 (■オンライン相談日以外の会場)

滋賀県庁東館5階 労働委員会室

大津市京町四丁目1番1号

アクセス

JR琵琶湖線

大津駅北口から東へ徒歩約5分

京阪石山坂本線

島ノ関駅から南へ徒歩約5分



※ 本館や新館からの入館時は、まず東館2階まで移動したうえでエレベーターで5階までお上がりください。

※ 来庁者用駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。

誰でも相談できるの？



滋賀県内で働いている人、滋賀県内に住んでいる人であれば誰でも相談できます。また、県内企業の役員や人事担当者等、使用者側の方も相談できます。ただし、御家族など、本人以外のトラブルについての相談はお受けできません。

県庁以外では相談できないの？



10月には県内各地で労働相談会を開催する予定です。詳しい情報が決まり次第、ホームページ等でお知らせします。また、職員による電話相談も受け付けていますので、職場のトラブルで悩んだらまずはお電話ください。

申込時や相談時にお伺いした情報は、労働委員会以外の第三者への提供や公開は一切行いません。
秘密は厳守いたしますので、安心して御利用ください。

労働相談についての御質問や、電話相談、その他お問合せは **077-528-4473** まで